

〈参考〉 平成 23 年の労働をめぐる社会・経済情勢と雇用関連の施策の動向

○ 社会・経済情勢

- ・ 平成23年 3 月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震（東北地方太平洋沖地震）が発生。大津波も発生し、死者・行方不明者が約 2 万人となった（以下、「東日本大震災」という）。
- ・ 日本経済は、東日本大震災の発生と海外経済の変調により急激に変動した。景気は2011年の年初は持ち直しに転じていたものの、3 月の震災によるサプライチェーンの寸断等で弱い動きとなった。夏にはサプライチェーンの立ち直りから持ち直しに復帰したものの、今度は海外経済の減速から輸出・生産が鈍化し、持ち直しのテンポが緩やかになった※¹。
- ・ 円高が加速し、10 月に円相場は一時 1 ドル=75 円 32 銭の史上最高値を更新した。政府・日銀は円売り・ドル買いの為替介入を実施し、一時 1 ドル=79 円台まで回復したが、その後も徐々に円高が進み、76 円台後半から 77 円台で推移した。
- ・ 福島第一・第二原子力発電所が被災した影響で、3 月 14 日から 3 月 28 日まで計画停電※²が断続的に実施された。7 月 1 日には電力使用制限令※³が発令された。
- ・ 9 月には、台風 12 号で和歌山県や奈良県を中心に死者・行方不明者が 90 人を超える被害があった。また、台風 15 号では名古屋で 100 万人以上に避難指示・勧告が発令され、死者・行方不明者が各地合わせて 19 人となるなどの被害があった。
- ・ 10 月からタイで大雨による洪水被害が拡大し、現地の日系企業の工場も相次いで操業を停止した。この影響で 11 月には日本国内の工場稼働率も低下した※⁴。政府は外国人受入れの特例的な措置として、操業停止となった現地の日系企業のタイ人従業員に日本国内での代替生産を可能とするための上陸特別許可を行う緊急的措置を行った。
- ・ 有効求人倍率（季節調整値）※⁵は、震災発生後の 4 月及び 5 月は 0.61 倍に低下したが、その後は上昇し 12 月には 0.71 倍となった。
- ・ 平成 23 年春の大学卒業者の就職率※⁶は平成 23 年 4 月 1 日現在で 91.0%と過去最低となった。

○ 主な法令・制度の改正及び行政施策の実施

- ・ 東日本大震災への対応として以下の雇用関係の施策が実施された。
 - ・ 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の特例措置として、震災の影響による場合も同制度を利用できることとし、支給要件を緩和した。
 - ・ 雇用保険給付の特例措置として、被災による休業や一時的な離職であっても受給可能とした。また、5 月には個別延長給付の延長日数が従来の 60 日から 120 日に延長され、10 月以降被災沿岸地域において 210 日に再延長された。
 - ・ 被災者雇用開発助成金が創設され、65 歳未満の被災離職者や被災地域の求職者を継続して 1 年以上雇用する見込みで雇い入れた事業主に対して助成金が支給されることになった。
- ・ これまでの緊急人材育成支援事業（基金訓練）を恒久化した制度として、雇用保険を受給できない失業者が無料の職業訓練を受講でき、一定の条件を満たす場合には給付金が支給される求職者支援制度が 10 月から開始した。

※ 1) 「日本経済 2011-2012」(内閣府)による

※ 2) 東京電力管内の 1 都 8 県を 5 つのグループに分け順次に停電させる計画。被災地や東京の一部地域などは対象外。実際には一部のみ実施

※ 3) 東京電力及び東北電力管内の大口利用者に最大電力使用量を前年比 15%抑えるよう義務付け。同令は 9 月 9 日に解除

※ 4) 鉱工業指数(経済産業省)による

※ 5) 職業安定業務統計(厚生労働省)による

※ 6) 大学等卒業者の就職状況調査(厚生労働省、文部科学省)による